

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

| | | | |
|---|--|-----------------------|------------------------|
| 講座の名称 | 幼 児 教 育 学 科 | | |
| 実施方法 | ① 通学 (<u>昼間</u> ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回) | | |
| 指定講座番号 | 6 | 5 | 037-171002-9 |
| 講座の創設年月日 年月日 | 専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間 平成32年3月31日まで | 過去一 年の講 座実 績 | 入講者数(261人) 修了者数 (129人) |
| 訓練期間 | 24ヶ月 | 総訓練時間 | 2295時間 |
| 1. 教育訓練目標 | | | |
| ①取得目標とする資格の名称、目標レベル | <input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (保育士) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> 専門職学位 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 幼稚園教諭二種免許 社会福祉主事任用資格 | | |
| ②①に係る資格・試験等の実施機関名称 | 厚生労働省 | | |
| ③当該資格等を取得するための要件または受験資格等 | 保育士の資格を得るためには、幼児教育学科に属し、学則別表Ⅱに掲げる授業科目のうち次の保育士必修科目の単位をすべて修得するとともに、保育士選択必修科目の中から、保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ2単位以上、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ1単位以上を含めて9単位以上修得し、かつ、学則第12条に規定する卒業要件を充足しなければならない。 | | |
| ④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況 | 保育所、児童養護施設、乳児院など児童福祉施設の保育士 障がい児(者)施設の保育士 | | |
| 2. 教育訓練の内容 | | | |
| 教 科 (カリキュラム) | 時 間 | 使用教材名 | |
| ①一般教育科目(人文) | 30 時間 | | |
| ②一般教育科目(社会)(日本国憲法含む) | 30 時間 | | |
| ③外国語科目(英語Ⅰ含む) | 30 時間 | | |
| ④保健体育(体育講義、スポーツを含む) | 39 時間 | | |
| ⑤①～④を除いた一般教育科目、外国語科目、保健体育科目 ※一般教育科目は人文、社会、自然の分野から最低1科目2単位(30時間)を選択し、人文、社会、自然、総合、外国語科目、保健体育科目の中から合計7科目以上14単位(420時間)を選択する。 | 300 時間 | | |
| ⑥専門教育科目(必修)(幼稚園教育実習、保育・教職実践演習(幼稚園)、保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰを含む。そのほかに保育実習ⅡまたはⅢのいずれか及び保育実習指導Ⅱ又はⅢのいずれかを選択) | 1845 時間 | | |
| ⑦選択教育科目(選択) ※本学ではほとんどの受講生が、保育士資格と幼稚園教諭二種免許の両資格の取得を目指す。そのため幼稚園教諭二種免許取得のために必要な時間数も含み記載している。 | 30 時間 | | |
| 3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など) | | | |
| ①受講するに当たって必要な実務経験等 | なし | | |
| ②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準 | 高等学校卒業程度。 | | |
| ③その他 | なし | | |

〔 特 記 事 項 〕

| |
|--|
| |
|--|

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

| | | | | | |
|--------------------|-----|---|---------------|-------|---|
| ① 前年度の修了者数 | 129 | 人 | | | |
| ② ①に係る教育訓練の入講者数 | 129 | 人 | | | |
| ③ ②のうち目標資格の受験者数 | 129 | 人 | 受験率(③/②) | 100.0 | % |
| ④ ③のうち合格者数 | 129 | 人 | 合格率(④/③) | 100.0 | % |
| ⑤ ②(入講数)のうち就職者数 ※1 | 127 | 人 | | | |
| ⑥ ②(入講数)のうち在職者数 ※2 | 0 | 人 | 就職・在職率(⑤+⑥/②) | 98.4 | % |

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

| | | | | | |
|----------------------|--------------------------|----|---|---------------------------|----|
| ① 回答者総数 | 59 | 人 | | | |
| ② 受講開始時の就業状況等 | 1 正社員 | 0 | 人 | ②A: 就業者計 | 0 |
| | 2 非正社員、派遣社員 | 0 | 人 | | |
| | 3 その他の就業(自営業等) | 0 | 人 | | |
| | 4 学生 | 59 | 人 | ②B: 非就業者計 | 59 |
| | 5 求職中 | 0 | 人 | | |
| | 6 その他(主婦、無職等) | 0 | 人 | | |
| ③ 就業中の受講者による講座の評価 | 1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ | 0 | 人 | ③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) | 0 |
| | 2 配置転換等により希望の業務に従事できる | 0 | 人 | | |
| | 3 社内外の評価が高まる | 0 | 人 | | |
| | 4 円滑な転職に役立つ | 0 | 人 | | |
| | 5 趣味・教養に役立つ | 0 | 人 | | |
| | 6 その他の効果 | 0 | 人 | | |
| | 7 特に効果はない | 0 | 人 | | |
| ④ 就業していない受講者による講座の評価 | 1 早期に就職できる | 8 | 人 | ④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) | 45 |
| | 2 希望の職種・業界で就職できる | 25 | 人 | | |
| | 3 より良い条件(賃金等)で就職できる | 1 | 人 | | |
| | 4 趣味・教養に役立つ | 8 | 人 | | |
| | 5 その他の効果 | 0 | 人 | | |
| | 6 特に効果はない | 3 | 人 | | |
| ⑤ 受講者の就業状況 | 1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した | 38 | 人 | ⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) | 41 |
| | 2 受講修了後3～6か月以内に就職した | 3 | 人 | | |
| | 3 受講修了後6～12か月以内に就職した | 0 | 人 | | |
| | 4 就職していない | 0 | 人 | | |
| ⑥ 講座の全体評価 | 1 大変満足 | 37 | 人 | ⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) | 59 |
| | 2 おおむね満足 | 20 | 人 | | |
| | 3 どちらとも言えない | 1 | 人 | | |
| | 4 やや不満 | 0 | 人 | | |
| | 5 大いに不満 | 1 | 人 | | |

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 | 定期試験、定期試験とは別に授業期間中に行う試験(臨時試験)、総合評価、レポート・論文等の提出物、その他担当教員が指示したものいずれかもしくは複数を組み合わせて評価を行う。どのような方法で行うかはシラバスに明示している。 |
| (通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数 | |

専門実践教育訓練明示書

| | | | |
|--|--|--|------------------|
| 6. 受講効果の把握方法 | | | |
| (1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準) | 各科目の出席時間数が3分の2以上あるものが評価の対象となり、C以上の評価を受けたものに単位を認定する。 | | |
| (2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法 | 定期試験、定期試験とは別に授業期間中に行う試験(臨時試験)、総合評価、レポート・論文等の提出物、その他担当教員が指示したもののいずれかもしくは複数を組み合わせてで評価を行う。どのような方法で行うかはシラバスに明示している。 | | |
| (3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準) | 保育士の資格を得るためには、幼児教育学科に属し、学則別表Ⅱに掲げる授業科目のうち次の保育士必修科目の単位をすべて修得するとともに、保育士選択必修科目の中から、保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ2単位以上、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ1単位以上を含めて9単位以上修得し、かつ、学則第12条に規定する卒業要件を充足しなければならない。 | | |
| (4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法 | 各科目の評価基準はS(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、F(59点以下、不合格)。 | | |
| 7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法 | | | |
| (1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法 | 授業時間内に質問を受け、その他オフィスアワー他教員の空き時間で適宜応じている。 | | |
| (2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 <small>(例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)</small> | 就職活動は、キャリアセンターでの職業紹介・個別相談に加え、学科就職担当教員が学生個々に面接やアンケートを行い、ニーズや進捗状況を把握し、助言、指導を行っている。資格取得については幼児教育学科教員が担当している。 | | |
| 8. その他の事項 | | | |
| 指定教育訓練実施者名及び代表者名 | 学校法人新潟青陵学園 (代表者名: 関 昭一) | | |
| 住所及び連絡先 | 新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地の27 | | TEL 025-266-0127 |
| 施設名称及び施設長名 | 新潟青陵大学短期大学部 (施設長: 関 昭一) | | |
| 住所及び連絡先 | 新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地の27 | | TEL 025-266-0127 |
| 苦情受付け者 | 氏名 清水 彩起子 所属 学務課 | 事務担当者 | 氏名 清水 彩起子 所属 学務課 |
| 連絡先 | TEL 025-266-8833 | 連絡先 | TEL 025-266-8833 |
| 専門実践教育訓練経費 | 1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) | | 1,455,000 円 |
| 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可 | ① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) | 240,000 円 | |
| | ② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) | 1,215,000 円 (第1期 290,000 円 第2期 317,500 円 第3期 290,000 円 第4期 317,500 円 第5期 円 第6期 円) (うち、必須教材費 未定 円) | |
| | 2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) | | 530,000 円 |
| | ① 任意の教材費(税込額) | 未定 円 | |
| | ② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) | 未定 円 | |
| | ③ 施設維持費(税込額) | 530,000 円 | |
| | ④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) | 未定 円 | |
| | 3. 総額 (1+2) (税込額) | | 1,985,000 円 |

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていないので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。